

ビデオ「児童福祉 50 年」

1. 児童福祉法誕生まで

- ・ 第二次世界大戦が終了し、町には家族を亡くした戦災孤児があふれていた。
- ・ アメリカのエドワード・ジョセフ・フラナガン神父が来日し、児童養護施設設立を助けた。
- ・ 1947年、児童福祉法が成立した。
- ・ 子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、5月5日から一週間は児童福祉週間とした。

2. 子どもたちに愛の手を

- ・ 1951年5月5日、児童憲章が制定された。
- ・ 親を亡くした子どもを自分の子どもとして養育する里親制度が始まった。

3. 経済成長とともに

- ・ 高度経済成長期には、核家族が増えた。
- ・ 重症心身障害児施設島田療育園では、さまざまな専門的な取り組みが実施された。
- ・ 共働きの親が増え、かぎっ子と呼ばれる子どもが激増した。
- ・ また、子どもを預けて働かなくてはいけない親のための無認可保育所も増えたが、ベビーホテルにおける事故や事件が社会問題となった。

4. 新たな時代

- ・ 合計特殊出生率が1.57となった平成元年は「1.57 ショック」と呼ばれる。
- ・ 1994（平成6）年「児童の権利に関する条約」に日本が批准した。
これは、子どもの権利（守られる権利だけでなく市民的な権利など）を保障するものである。
- ・ 1994（平成6）年「今後の子育て支援のための 施策の基本的方向（通称：エンゼルプラン）」が成立した。これは、共働き家庭の子育て支援や少子化対策としての国の基本方針である。
- ・ 1997年の児童福祉法改正では、利用者が保育所を選ぶことができるようになった（これまでは市町村が決定していた）。